

団体及び事業概要届

年 月 日

銚田市立公民館長 様

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

銚田市立公民館を使用して下記の事業を行いたいので、団体及び利用希望する事業の概要を届け出ます。なお、公民館での営利目的での活動、特定の政党や候補に利する行為、特定の宗教活動及び公序良俗を害する行為は行いません。

記

1 団体について

団 体 名	
目 的	

2 利用する事業について

事 業 名		
事 業 内 容		
実 施 希 望 日	<input type="checkbox"/> 日時：令和 年 月 日 () 利用時間 ~ <input type="checkbox"/> 定期：毎週・毎月(第) 曜日 午前・午後 時 分~ <input type="checkbox"/> 不定期：週・月・年 / 回	
利 用 者	人 数	名 (市民 名、在勤在学 名、その他 名)
	募 集 方 法	
	参 加 費	有 (円) ・ 無
展 示 販 売 の 実 施	有 ・ 無 有の場合はその目的 ()	
寄 付 活 動 の 実 施	有 ・ 無 有の場合はその目的 ()	
当 日 配 布 資 料 の 有 無	有 ・ 無 ※当日資料がある場合は添付	

※上記の内容に相違がある場合には、ご利用を中止していただく場合もあります。

※利用希望日の1週間前までに提出してください。

裏面もご覧ください

許可・不許可

減額・免除・該当なし

～公民館の利用については、以下のとおりです～

団体及び事業概要届について

- (1) 生涯学習活動を行うことを目的として活動しようとする5人以上の団体であること
- (2) 団体構成員が未成年者だけでないこと
- (3) 特定の政党または宗教を支援しないこと
- (4) 営利を目的としない活動であること
- (5) 構成員に市内に居住、通勤、又は通学する者がいること

公民館の利用を許可できない場合

- (1) 公序良俗を害すると認められるとき
- (2) 施設及び設備等を破損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認められるとき
- (4) 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為
- (5) 鉾田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれかに該当すると認められるとき
- (6) 管理運営上支障があると認められるとき
- (7) 飲食、休憩だけを目的として使用するとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、使用が不適当と認められるとき

公民館の利用に関し上記の内容について、ご理解いただけるときには、下記に団体名と代表者の署名をお願いします。

年 月 日

団体名：_____ 代表者氏名：_____

～公民館の使用料について～

公民館の使用料は一定の要件を満たせば減額又は免除の申請をすることができます。下記の該当する箇所にを入れてください。

- (1) 市・官公署 (2) 社会教育関係団体 (3) 社会福祉関係団体
- (4) 公共的団体 (5) その他 ()

当団体は「鉾田市立公民館使用料条例」第2条第3項上記に該当するため、使用料の減額又は免除を申請します。

団体名：_____ 代表者氏名：_____

※【抜粋】鉾田市立公民館使用料条例
(使用料)第2条

3 使用料は、市、官公署又は社会教育関係団体、社会福祉関係団体、公共的団体及びその他教育委員会において特別な事由があると認める場合には、これを減額し、又は免除することができる。